



沼津市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果

要 旨

令和7年3月28日に提出された沼津市職員措置請求（住民監査請求）について、令和7年5月21日付けて地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査結果を通知しました。

概 要

- 1 請求人 4名
- 2 請求の要旨 沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為（総額約499.4億円）の執行停止及び令和7年度予算を支出しないこと。また、すでに支出された令和5年度、令和6年度の間中間処理施設整備事業費を市長に賠償させること。
- 3 結 果 本件請求に係る、沼津市新中間処理施設整備事業の履行に関して、違法又は不当な点は認められず、これに関する財務会計上の行為にも違法又は不当な点は認められないことから、本件請求には理由がないものと判断し、本件請求を棄却しました。
- 4 告示（写） 別紙のとおり

お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局
直通:055-934-4814